

地域生活支援拠点 運用状況の検証及び検討結果

整備地域	清須市、北名古屋市、豊山町 (尾張中部福祉圏域)
整備形態	面的整備型
評価期間	令和6年4月～令和7年3月

清須市、北名古屋市、豊山町

地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、ご本人・ご家族の高齢化等の不測の事態に備えるとともに、入所施設や医療機関から地域での暮らしへの移行を進めるため、各市町村（圏域での整備を含む。）において整備が進められているもので、次の5つの機能が求められています。

＜地域生活支援拠点等の5つの機能＞

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

整備手法としては、グループホームや障害者支援施設等に5つの機能を集約して付加する「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」、そして、これらを組み合わせた整備手法があります。

尾張中部福祉圏域では、日中支援型グループホームこだちと障害者相談支援センター杜の風によって多機能型を担う拠点の整備を図りつつも、現状は「面的整備型」の整備形態に取り組み、地域で暮らし続けるために支援を必要とする人が、緊急を要する事態となった時にいつでも相談でき、必要な支援を安心して受けることができるようにするためには、適切な事前準備とともに、地域全体で環境を整えているところであります。

目次

1. 運営状況の検証・検討の考え方	2
2. 運営状況の検証・検討の基本事項	2
3. 運営状況の評価方法についての基本事項	3
4. 評価結果	
(1) 機能1 相談	4
(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応	5
(3) 機能3 体験の機会・場	6
(4) 機能4 専門的人材の確保・養成	7
(5) 機能5 地域の体制づくり	8
(6) 緊急個別ケース	9
5. 総評	9
別紙1 事業所一覧	11

1. 運用状況の検証・検討の考え方

国の基本指針（※）では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とすることが示されました。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

運用状況の検証・検討に当たっては、組織的に、定期的に、同じ手順に沿って判断していくこととなります。今回は、厚生労働省の手引き（令和4年3月）および愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて実施するものです。

2. 運営状況の検証・検討の基本事項

(1) 目指すべき地域生活支援拠点等の姿の公表

「面的整備型」として、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。

(2) 検証・検討の時期や対象期間

検証・検討の時期：令和7年度

検証・検討の対象期間：令和6年4月から令和7年3月まで

(3) 検証項目や検証に必要な統計項目

愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて、5つの地域生活支援拠点等に必要な機能に関する次の項目としています。

- ① 相談：対象者の把握7項目、24時間体制の確保4項目、運用に関する評価4項目。
- ② 緊急時の受け入れ・対応：事前準備2項目、登録者の場合（支援方法等の判断居住での支援、短期入所等による支援）10項目、未登録者の場合2項目、運用に関する評価2項目。
- ③ 体験の機会・場：制度6項目、体験の場の確保3項目、体験プログラム4項目。
- ④ 専門的人材の確保・養成：体制の確保3項目、人材の養成3項目、運用に関する評価4項目
- ⑤ 地域の体制づくり：地域の体制づくり5項目、運用に関する評価2項目。

(4) 検証する個別ケースの範囲

令和6年度中に緊急で連絡のあった3ケース。

- (5) 評価時期や項目
評価時期：令和7年度
評価項目：(2)及び(3)と同じ。
- (6) 評価者
尾張中部福祉圏域障害者支援協議会運営会議

3. 運営状況の評価方法についての基本事項

- (1) 評価方法
 - ① 5つの居住支援の機能に関する項目について
拠点を担う別紙1の事業所（以下「拠点登録事業所」とする。別紙1参照）がそれぞれ自己評価をできていると思う場合は「○」、できていないと思う場合は「×」で評価を求めた。次に、拠点登録事業所からの評価を尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において協議し、総合的に拠点としての評価を、できている項目を「○」、できていない場合は「×」とした。
 - ② 緊急対応の個別ケースについて
緊急で連絡のあった3ケースについては、ケースごとにそのケースが生じた時点で評価した。
- (2) 検証・検討の結果についての公表について
検証・検討結果は、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。
- (3) 検討結果についての施策検討への反映
検討結果については、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において、次年度の事業計画に向けて検討。

4. 評価結果

(1) 機能1 相談

必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

1 対象者の把握	圏域評価
①緊急時の支援が見込めない世帯の定義（範囲）を定めていますか。	○
②登録者（地域生活支援拠点等における相談の対象として登録した障害当事者をいう。以下同じ。）や家族から収集する情報の内容（範囲）を定めていますか。	○
③個人情報の取扱い（提供先、提供内容）について、登録者や情報を収集した家族の了解を得ていますか。	○
④登録者や家族から収集する情報を、定期的に確認（時点修正）していますか。	×
⑤登録者の緊急時の個別の支援計画を立てていますか。	×
⑥緊急時の支援や希望どおりの支援ができない場合の対応について、登録者と事前に合意していますか。	○
⑦広報や関係機関・団体との連携、家庭訪問等により、緊急時の支援が見込めない世帯の掘り起こしをしていますか。	×

2 24時間体制の確保	圏域評価
①土日休日・夜間の連絡体制を確保していますか。	○
②緊急時の訪問体制を確保していますか。	○
③登録者や家族以外でも相談できるよう、相談先を周知していますか。	○
④登録者以外の緊急利用の際のアセスメントや支援計画を作成するための対応の流れを定めていますか。	×

3 運用に関する評価	圏域評価
①コーディネーターを配置していますか。	○
②スムーズな対応が困難だった事例を集積し、検証していますか。	○
③緊急窓口で対応した相談は、緊急窓口の趣旨に合致していますか。（必要な相談が対応できていなかったり、別の窓口で対応すべき相談があったりしませんか。）	○
④複数の事業所で分担している場合は、連携はスムーズでしたか。（対応できない時間や、たらい回しにされた事例はありませんか。）また、定期的に振り返りを行う機会を設けていますか。	○

4 現状と課題（自由記述）

【現状と課題】
1-①②③⑤⑥ 緊急時の支援が見込めない世帯の定義や登録希望者から収集する情報の内容については、事業所向けリーフレット、登録案内のチラシ等を令和5年度に作成、そこに記載されている。 緊急時支援登録の際に、緊急時に必要な情報の聞き取り（本人の希望する緊急時の過ごし方、緊急対応時の優先事項の説明等）を行い、また個人情報の取り扱い（緊急時における関係者間での情報のやりとり等）の了解を本人・家族から得ている。 1-④ 登録者情報の定期的な確認が出来ていない。令和7年度は確認方法を確定し実施する。施設入所、GH入居、圏域外へ転居された方等については、取下げの手続きを行っていく。 1-⑦ 緊急時の支援が見込めない世帯の掘り起こしは基幹相談支援センターと協力し進める。 2-①②③ 24時間365日の連絡・訪問体制を確保、緊急対応が必要なケースについては拠点につながるよう周知している。 2-④ 登録者以外は緊急対応時にアセスメントを実施、支援計画作成には至っていないため今後検討する。 3-①②③④ コーディネーターを2名配置、緊急対応ケースの振り返りは年1回実施。令和7年度からは拠点連携会議（毎月実施）の中で検証、振り返り等行っていく。緊急窓口で対応したケースは拠点で対応し、適切な機関につなげたケースもあった。

(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応

必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

1 事前準備

圏域評価

①緊急時の定義を定めていますか。	○
②緊急時対応の標準的手順を定めていますか。	○

2 登録者の場合

(ア) 支援方法等の判断	圏域評価
①緊急時であると判断するための要件や、支援場所（自宅又は短期入所等）や支援方法は、事前に登録者と一緒に考え、決めていますか。	○
②登録者自らが緊急時であると判断することが難しい場合、判断を支援する人（家族、支援者又は組織）は決まっていますか。	○
③緊急事態の収束に時間がかかる場合の支援方法や連携先は決まっていますか。	○
(イ) 居宅での支援	圏域評価
①登録者ごとに、支援に必要な人数が把握できていますか。	×
②日ごろから利用している居宅介護事業所（ヘルパー事業所）と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。	×
③ヘルパーが不足する場合の代替方法を確保していますか。	×
(ウ) 短期入所等による支援	圏域評価
①緊急時の移送方法を確保していますか。	○
②事前に受入先を利用（体験利用等）する仕組みができていますか。	○
③空室がない場合の代替方法を確保していますか。	×
④自立生活援助や地域定着支援の事業所と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。	×

3 未登録者の場合

圏域評価

①受付時に収集すべき情報を定めていますか。	○
②未登録者でも対応可能な受入先を確保していますか。	○

4 運用に関する評価

圏域評価

①緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できましたか。（受入先の確保までの時間や打診先数は、予定どおりでしたか。）	○
②緊急時対応が予定どおりできなかった場合は、原因を確認し、改善に生かしていますか。	○

5 現状と課題（自由記述）

【現状と課題】	
1-①② 緊急時の定義や緊急時対応の手順を定めている。 2-ア①②③ 緊急時支援登録の際に、必要事項の聞き取りを行い決めている。収束に時間がかかる場合は基幹相談支援センターと連携する。緊急時の判断をすることが難しい場合は、計画相談支援、拠点コーディネーター、行政で支援している。 2-イ①②③ 登録者の中に緊急時、居宅での支援を希望されている方がいない。今後対応が必要な場合の対応方法を検討していく。 2-ウ①②③ 緊急時の移送方法は確保、緊急に備えた体験利用は月8.2人のべ197日/年 障害児・強度行動障害・重症心身障害者・医療的ケアを必要とする方の体験の場を確保していく。 2 サービス利用のない登録者については、登録時に事前に区分を取ってもらう仕組みがあるとよい。	

(3) 機能3 体験の機会・場

必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

1 制度		圏域評価
①障害福祉サービスを利用していない人でも、体験できますか。		○
②障害児、行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方は、体験できますか。		×
③複数回体験できますか。		○
④体験期間は、ニーズに応じて設定することができますか。		○
⑤本人の体調により、スムーズに中止や延期することができますか。		○
⑥かかりつけ医がいない場合の緊急受診先を確保していますか。		○
2 体験の場の確保		圏域評価
①グループホームの体験だけでなく、支援を受けながら自宅での一人暮らしや、自宅以外での一人暮らし体験ができる場を確保していますか。		×
②安心・安全に体験できるよう、建物や室内環境、体験プログラムには、障害の特性に応じた安全配慮がされていますか。		○
③一人暮らし体験の場合には、調理や洗濯、掃除、ゴミ出しなど、日常生活に必要なスキルを体験できる設備がありますか。		×
3 体験プログラム		圏域評価
① ニーズ等に応じた標準体験プログラムが策定されていますか。 ＜プログラムを策定する上で考慮すべき事項＞ ・体験前のアセスメントの実施、課題の確認、目標の設定 ・福祉施設入所者や入院患者の年中活動の体験 ・地域で暮らす障害者や地域住民との交流 ・一人暮らし体験の場合には、ヘルパー等による支援を受けながら、 金銭管理や買い物、通勤 ・通所、ヘルパーの派遣依頼、緊急受診など日常生活に必要なスキルの体験 ・体験後の振り返りの時期の設定		○
②安心・安全に体験できるよう、障害の程度に応じて、ヘルパー等の配置や、遠隔又は目視による見守り体制などを確保していますか。		○
③体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認していますか。		○
④振り返り後の適切な時期に、さらに事後フォローを行いますか。		○
4 運用に関する評価		圏域評価
①体験を希望する人が、安全に体験できましたか。		○
②体験を希望する人が、希望する時期に体験できましたか。		○
③体験者の評価はどうでしたか。		○
④必要な事業所は、スムーズに見つけることができましたか。		×
5 現状と課題（自由記述）		
【現状と課題】		
1-② 障害児、行動障害や重症心身障害者、医療的ケアを必要とする方の体験の場を確保できるよう検討していく。 2-①③ グループホーム以外での一人暮らしの体験ができる場を増やしていけるように検討していく。 2-② 体験できる場は安心・安全に体験できるよう配慮されている。 3-① 体験プログラムは一部の事業所では策定されているので、内容を共有していく。		

（４）機能４ 専門的人材の確保・養成

必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

１ 体制の確保

圏域評価

①専門的な対応を行うことができる体制を確保していますか。	○
②確保していない場合、体制の確保に向けて具体的な計画がありますか。	－
③具体的な計画がない場合、確保に向けて協議する場はありますか。	－

２ 人材の養成

圏域評価

①人材の確保や人材育成に関する計画（目標値を含む）がありますか。	○
②身近な地域で必要な研修が開催されていますか。	○
③行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成機能はありますか。	○

３ 運用に関する評価

圏域評価

①研修を受講しやすい体制（支援制度等）がありますか。	○
②養成した人材の稼働状況を確認していますか。	○
③地域で研修や講演会が開催できるよう、研修を企画する場を確保していますか。	○
④研修の企画や講師を担う人材、計画的に育成していますか。	×

４ 現状と課題（自由記述）

【現状と課題】
- 専門的人材の確保・養成については、令和６年度拠点としての取り組みはなかったが、協議会の各部会やアドバイザー事業、また協議会以外の機関にて、研修会、交流会、事例検討会等が行われた。 - 今後は地域生活支援拠点整備に必要な人材を確保・育成するための研修等を、まずは拠点連携会議の中で実施していきたい。

(5) 機能5 地域の体制づくり

必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

1 地域の体制づくり

圏域評価

①基幹相談支援センターを設置していますか。	○
②コーディネーターを配置していますか。	○
③社会資源を可視化するため、社会資源のマップや冊子を作成していますか。	○
④関係者間で目指すべきサービス提供体制を共有していますか。	×
⑤不足するサービスの確保のために協議する場はありますか。	×

2 運用に関する評価

圏域評価

①関係者間の「顔が見える関係」づくりのため、会議や研修などの交流機会を設けていますか。	○
②連携状況について、関係者相互の評価を共有していますか。	○

3 現状と課題（自由記述）

【現状と課題】
・3市町のうち、2市に基幹相談支援センターを設置、1町は社会福祉協議会で対応している。 ・基幹相談支援センターや協議会と連携し、地域の体制づくり、サービス提供体制の共有、不足するサービスの確保のために協議する場を設け進めていきたい。 ・令和6年度、支援協議会の日中活動・居住部会で事業所パンフレットの作成を行った。

（６）緊急連絡ケース

緊急連絡事例は、６月に１ケース、８月に２ケースの計３ケースで、そのうち障害児が２ケース、障害者が１ケースであった。

緊急連絡があった３ケースについては、その都度、当該ケースに関係する市町村、基幹、事業所等と連絡を取り合い対応したが、以下の様に他機関での対応や緊急に至ることなく終わったケースのみであった。

１ケースは医療的ケア児で児童相談所が対応することとなった。

１ケースは相談と事業所の調整を行ったが、行き慣れた事業所の系列で対応することができた。

１ケースは別居の家族の協力で緊急対応ケースに至ることなく、当該ケースの障害のある方及びその家族が引き続きこの地域で暮らし続けられていることを確認した。

５．総評

（１）検証・検討結果のまとめ

厚生労働省の手引き（令和４年３月）では、地域生活支援拠点等に必要な機能の充足度を評価するにあたって、各機能の取組状況を検討し、全体を通して「十分できている」「一定程度できている」「全くできていない」の３段階で評価することを示している。この評価によって行ったところ、下記の表のようにまとめられ、全体を通して「一定程度できている」と評価されるものであった。

機 能	評 価 内 容
１ 相談	一定程度できている
２ 緊急時の受け入れ・対応	一定程度できている
３ 体験の機会・場	一定程度できている
４ 専門的人材の確保・養成	一定程度できている
５ 地域の体制づくり	一定程度できている

（２）検証・検討の課題

全体を通して、本圏域の面的整備型の地域生活支援拠点は「一定程度できている」と評価されるものである。５つの機能について、それぞれ項目別の「○」「×」のできているかできていないかの検証・検討では「×」の結果が一定数あったため、各機能のそれぞれの項目別に今後の体制整備に向けて検討していかなければならない。また、５つの機能それぞれの課題や意見をどのようにしていくのかについては、関係者等による検討を継続的に行う場として、拠点連携会議（拠点、行政、基幹、登録事業所等）を毎月実施していく。

さらに、緊急対応の個別ケース、緊急連絡で終わった場合も含め振り返りを行い、今後の体制を整備できるよう、拠点連携会議での検討が必要である。

（３）各項目の課題と今後の取り組みについて

項目１ 相談

登録者の情報の確認と取り消しについて７年度に実施、また、緊急対応ケースの振り返りを行うことによって、対応方法（アセスメントや計画等）についての検討を拠点連携会議で行う。

項目２ 緊急時の受け入れ・対応

緊急時の判断や対応方法、居宅での支援についても、過去の事例検討を行い、関係機関との連携方法を拠点連携会議で行う。

項目３ 体験の機会・場

親元からの自立に向けた一人暮らし体験、入所・入院施設から地域生活へとつなげる支援の仕組みづくりを行う。また、障害児、行動障害、重心、医療的ケアを必要とする方の体験の場確保のための検討を行う。

項目４ 専門的人材の確保・養成

地域生活支援拠点整備に必要な人材の確保、育成を行う研修をまずは拠点連携会議の中で実施していく。

項目５ 地域の体制づくり

基幹相談支援センターや協議会などの関係機関で、目指すべきサービスを共有することができる体制を、交流や会議などで築いていく。

別紙 1

地域生活支援拠点等登録事業所一覧

機能：① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成

⑤ 地域の体制づくり

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の連絡先 (平時)	事業の種類	地域生活支援拠点等として担う機能					登録 市町	登録日	廃止日	備考
					①	②	③	④	⑤				
1	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-23-1550	指定特定相談支 援事業	✓					北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
2	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-23-1550	指定障害児相談 支援事業	✓					北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
3	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-23-1550	指定一般相談支 援事業	✓					北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
4	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-23-1550	相談支援事業	✓	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	R5.6.1		
5	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪 笹塚22番地	0568-22-1123	施設入所		✓	✓			北名古屋市	R5.6.1		
6	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪 笹塚22番地	0568-22-1123	短期入所		✓	✓			北名古屋市	R5.6.1		
7	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪 笹塚22番地	0568-22-1123	生活介護		✓	✓			北名古屋市	R5.6.1		
8	障害者グループホームこだ ち	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-65-6156	共同生活援助		✓	✓			北名古屋市	R5.6.1		
9	障害者グループホームこだ ち	北名古屋市九之坪 笹塚29番地	0568-65-6156	短期入所		✓	✓			北名古屋市	R5.6.1		
10	障がい者就労支援MRS	北名古屋市九之坪 竹田214番地1	0568-54-5600	就労継続支援 (A型)			✓			北名古屋市	R6.1.1		
11	わおん北名古屋	北名古屋市鹿田藤 の木13番地	0568-54-4928	共同生活援助			✓			北名古屋市	R6.1.1		
12	短期入所 清須助七	清須市助七一丁目 40番地1	052-409-6311	短期入所		✓	✓			清須市	R6.2.1	R6.11.30	法人変更
13	短期入所 北名古屋徳重	北名古屋市徳重高 道18番地	0568-22-1211	短期入所		✓	✓			北名古屋市	R6.2.1	R6.11.30	法人変更
14	共同生活援助 ダイチのこ	北名古屋市二子比 良出142番地2	0568-54-9270	共同生活援助			✓			北名古屋市	R6.1.1		
15	相談支援事業所こくりこ	清須市清洲2091番 地1	080-5448-6302	特定相談支援、 障害児相談支援	✓					清須市	R6.4.1		休止届
16	相談支援 くくな	清須市西市場1丁 目12番地26	052-325-4543	特定相談支援、 障害児相談支援	✓					清須市	R6.4.1		
17	相談支援事業所きよす	清須市西枇杷島町 弁天36番地3	052-977-9918	特定相談支援、 障害児相談支援	✓					清須市	R6.4.1		
18	きよすトレーニングセン ター	清須市西枇杷島町 宮前1丁目1番地	052-886-0531	就労継続支援B型、 就労移行支援			✓			清須市	R6.4.1		
19	結和のおうち	清須市西枇杷島町 北大和205番地	0568-26-0270	共同生活援助			✓			清須市	R6.6.1		下小田井 西春駅前
20	EZONISHIKI	北名古屋市鹿田出 町東3049番地8	0568-54-4470	共同生活援助			✓			北名古屋市	R6.8.1		WABISUKE

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の連絡先 (平時)	事業の種類	地域生活支援拠点等として担う機能					登録 市町	登録日	廃止日	備考
					①	②	③	④	⑤				
21	短期入所 清須助七	清須市助七一丁目 40番地1	052-409-6311	短期入所		✓	✓			清須市	R7.2.1		
22	短期入所 北名古屋徳重	北名古屋市徳重高 道18番地	0568-22-1211	短期入所		✓	✓			北名古屋市	R7.2.1		
23	相談支援事業所はなあおい	清須市清洲2091番 地1	080-5448-6302	特定相談支援	✓					清須市	R7.3.1		
24	相談支援事業所はなあおい	清須市清洲2091番 地1	080-5448-6302	障害児相談支援	✓					清須市	R7.3.1		

備考 休止については、備考欄に記載。